

慶弔制度

《日技》

平成23年4月1日から

種 別		給付額
(1)死亡弔慰金・ 高度障害見舞金	①60歳未満で入会または復籍の会員が死亡(または高度障害に該当)した場合	2万円
	②60歳以上で入会または復籍の会員が死亡(または高度障害に該当)した場合	1万円
(2)長寿祝金	①60歳未満で入会または復籍の会員が80歳に達した場合	2万円
	②60歳以上で入会または復籍の会員が80歳に達した場合	1万円
(3)出生祝金	会員本人(男女共)の戸籍に出生児入籍の届出をした時 (一子につき)	2万円
(4)火災見舞金	家屋全焼若しくは家屋全焼に準ずる場合	(対象物件) 2万円
(5)災害見舞金	家屋流出または全壊若しくは家屋流出または全壊に準ずる場合	資格者会員:主たる住居 事業所会員:主たる事業所 2万円

※他に 日技共済加入者は、死亡共済金(高度障害共済金)として 60万円給付されます

《県技》

令和元年12月1日から

《県技共済》	死亡共済金(県技共済対象者)	50万円
《県技諸規定》	結 婚	1万円
	出 産 (一子につき)	5千円
	入 院 (傷病により1ヶ月間以上仕事ができない状態に陥った時、年1回に限り支給)	1万円
	火災他(住居が火災や他の災害により全焼や全壊、これに準ずる被害にあった時)	1万円
	死亡弔慰金	1万円